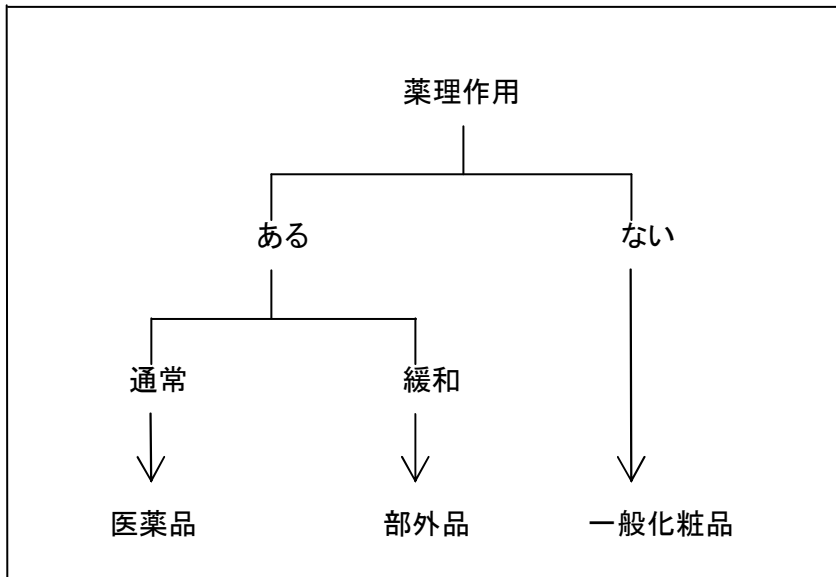


肌に透明感を与える

この広告表現が許されるか、というテーマを例として考え方を説明しましょう。

## I. 行政の化粧品の考え方(原理)

まず、行政の化粧品の考え方を理解しましょう。



薬理作用のないのが一般化粧品。

言い換えると、表皮と真皮層の間で、物理的に働く(潤わせたり、柔らかくしたり、ハリを与えたり、整えたり、引きしめたり、汚れを取ったりする)のが一般化粧品。

## II. 表現の可否の考え方

次に3段階で考えます。

原理は簡単です。

- A. 行政がいいと言っているものはOKです。
- B. 行政がダメだと言っているものはNGです。
- C. AにもBにも該当しないものはIの理屈で決まります。

## 1. 行政がいいと言っているものはOK

### 1-1. 行政がいいと言っているもの

1) 一般化粧品については55の効能をOKとしています。

<薬事法ルール集をご覧ください>

2) 薬用化粧品についても表で示しています。

<薬事法ルール集をご覧ください>

3) 個別の通販なあり指導で「△△はいいけど〇〇はダメ」ということがあり、その場合、△△はOKということになります。

ex.通知「角質層の浸透はよいがその先まで浸透する表現はNG」⇒「角質層の浸透はOK」

<他にどういうものがあるかについては、当会会員様には資料を提供します>

### 1-2. 1-1に準じて考えてよいもの

#### 1) 化粧品の表示に関する公正競争規約

(公正競争規約は法律と同様の効力があります)

[備考]で「敏感肌」「男性用」「女性用」「夜用」「朝用」はOKとされています。

<化粧品の表示に関する公正競争規約については薬事法ルール集をご覧ください>

#### 2) 化粧品広告のガイドライン

※これは粧工連が定めた自主規制ですが、事実上医薬品等適正広告基準(これは厚労省通知)をUpdateしたものと言えます。

<化粧品広告のガイドラインについては薬事法ルール集をご覧ください>

このガイドラインでは次のような表現はOKとされています。

ア. ピーリング…洗浄、拭き取り行為など物理的効果によることを注記

イ. くすみ…老廃物によることを注記

ウ. [薬用化粧品]美白orホワイトニング…メラニンの生成を抑え、しみ・そばかすを防ぐ(A)

orメラニンの生成を抑え、日焼けによるしみ・そばかすを防ぐ(B)と注記

(AかBかはどちらで承認を受けたかによる)

エ. 毛髪の補修

オ. エイジングケア

## 2. 行政がダメと言っているものはNG

ここはとてもわかりにくいところです

### 2-1. 医薬品等適正広告基準

<医薬品等適正広告基準については薬事法ルール集をご覧ください>

医薬品等適正広告基準及びその解釈でNGとされているものはNGです。

たとえば、Before－After、体験談(使用感を除く)などはNGです。

<詳細については当会会員様には資料を提供します>

### 2-2. 個別の通知

行政の個別の通知(時として事務連絡)でNGとされているものもNGです。

たとえば、「カラスの足跡が気になりだした方に」はシワに関する昭和62年11月25日通知でNGです。

<昭和62年11月25日通知については薬事法ルール集をご覧ください>

<詳細については当会会員様には資料を提供します>

### 2-3. 都庁のNG

自治体の中でも東京都は一定程度解釈指針を明らかにしています。

都庁がNGとしているものもNGです。

たとえば「ケミカルピーリング」はNGとされております。

<ピーリング表現NG例については薬事法ルール集をご覧ください>

<詳細については当会会員様には資料を提供します>

#### 2-4. 厚労省の行政指導

厚労省が行政指導でNGとしたものもNGです。

たとえば、肌の保湿力を高めるは平成6年の行政指導によりNGです。

<詳細については当会会員様には資料を提供します>

### Ⅲ. 回答

肌に透明感を与えるという広告表現が許されるか？

この答えはこうです。

1. OKとするルールはありません。
2. NGとするルールもありません。
3. よって、ロジックで決まります。

ここでIが重要になっています。

①「肌の色素沈着を防止するから肌に透明感を与える」

このロジックだと薬理作用があることになるのでNGです。

②「メラニンを含む角質を取るので肌に透明感を与える」

このロジックだと表皮と真皮層の間での物理的作用というロジックなのでOKです。

よって、こういうロジックで説明できる広告文を作ればよいのです。

>>>もっと詳しくお知りになりたい方は当会のゴールド会員へご入会下さい。